

MARKET REPORT

東京海上アセットマネジメント

足元の日本債券市場について

～日銀の金融緩和の強化をうけて～

ポイント

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による経済の急速な悪化を受けて、日銀は4月27日の金融政策決定会合で「金融緩和の強化」を決定。
- 主な変更点は、①CP・社債買入の増額、②新型コロナ対応金融支援特別オペの拡充、③国債買い入れ上限額の撤廃、の3点で、企業の資金繰り支援に重点を置いた内容。
- 市場規模に照らして、CP・社債の買入額は大きく、日本債券市場では、足もと高止まりしていたCP・社債の利回り低下を見込む。

今回の主な金融緩和の強化策

- CP・社債等の購入上限額を計約20兆円に増額し、一社あたりの買入枠を1千億円から、CPは5千億円、社債は3千億円に拡大。対象年限も1年以上3年以下から1年以上5年以下に延長。
- 金融支援特別オペ(最長1年の資金を金利0%で供給)を「上限を設けず必要な金額」とし、買い上限額を撤廃。担保に家計債務を加え、オペ対象先に系統会員金融機関を追加、オペの利用残高に相当する当座預金に+0.1%の付利を講じる措置を発表。
- 国債の買入れ方針については、「保有残高の増加額年間約80兆円をめど」としていたところを「上限を設けず必要な金額」とし、買い上限額を撤廃。

CP・社債買入の主な変更点

	従来 (2020年3月末)	今回
CP・社債 買入残高目標	約5.4兆円	約20兆円
買入れる 社債の残存期間	1年以上 3年以下	1年以上 5年以下
一発行体当たりの 買入残高上限	CP 1,000億円 社債 1,000億円	CP 5,000億円 社債 3,000億円



日銀の金融緩和策の影響をうけ、今後の日本債券市場動向はどうか

<CP・社債>

今回のCP・社債等の購入上限額の増額を受けて、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う企業業績の悪化懸念から足元急上昇していたCP・社債等の発行レートは、一旦、低下に転じると考えています。

社債の買入対象年限が3年以下から5年に延長されたことは、3年までの短期ゾーンだけではなく、社債市場全体が落ち着きを取り戻すことに寄与すると想定しています。また、1発行体あたりの買入枠の拡大は、発行レートの上昇が目立っていた、CP・社債での調達額が大きい企業の調達コストの低下に寄与しやすいものと推察されます。

一方、企業業績の先行きには不透明感が増しており、

日銀の買入要件を満たさない社債については、このところ強まっていた銘柄選別の流れが今後も継続する可能性が高いと思われます。

<国債>

国債買い入れ上限額の撤廃による長期金利への影響は限定的と見ていますが、財政政策との協調に前向きであるとの日銀の意図の表れとも受け取ることができます。具体的な買入れの増加額については、別途日銀からの発表を待つ必要がありますが、実際に増加が確認できれば、国債市場のボラティリティは緩やかに逓減していくことが考えられます。

投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託に係る費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用… 購入時手数料 上限3.3%(税込)
- 換金時に直接ご負担いただく費用… 信託財産留保額 上限0.5%
- 保有期間中に間接的にご負担いただく費用… 信託報酬 年率上限2.035%(税込)
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
- その他の費用・手数料… 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016
(土日祝日・年末年始を除く 9:00~17:00)

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。